

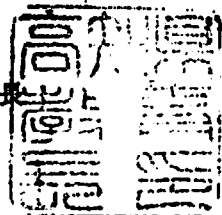
校 長	教 頭	係

--	--	--	--	--



各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長



特殊勤務手当の取扱いについて（通知）

このたび、「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成9年高知県条例第42号）」が平成9年10月21日付けで公布され、これに伴い特殊勤務手当に関する人事委員会規則及び単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当の就業規則が別紙のとおり改正されました。

つきましては、平成10年1月1日からの特殊勤務手当の取扱いについては、別紙特殊勤務手当の運用について（平成9年12月19日付け9高人委第194号高知県人事委員会委員長通知）及び下記事項に留意し、その内容を所属職員に知らせるとともに、適正な取扱いをしてください。

なお、上記の改正条例は平成9年10月21日付け高知県公報第8000号に、規則及び就業規則は平成9年12月19日付け高知県公報号外第41号に登載されています。

記

1 特殊勤務実績簿（別紙、特殊勤務手当の運用について第7条第2項関係）

特殊勤務実績簿は、特殊勤務手当の支給の根拠となるものであり、適正な取扱いをすること。

(1) 多学年学級担当手当、添削手当、用地交渉手当、教育業務連絡指導手当、特殊教育諸学校部主事手当、高所作業手当及び有害毒薬物取扱手当に係る特殊勤務実績簿は、別記様式のとおりとする。

(2) 教員特殊業務手当に係る特殊勤務実績簿は、現行の教員特殊業務整理簿によるものとする。

(3) 実施期日

平成10年1月1日から実施する。

2 特殊教育諸学校部主事手当の取扱い（県立学校関係）

支給方法が月額から日額に改正されたことに伴い、次の点に留意してください。

(1) 支給対象

盲学校、ろう学校及び養護学校の教諭のうち、次に掲げる部主事の職務を担当する教諭であること。

支 給 の 対 象	区 分	金 額	備 考
高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）第9条の規定により、盲学校、ろう学校又は養護学校の各部に置かれる主事の職務を担当する教諭が、当該各部の主事の職務に従事したとき。	小学部主事 中学部主事 高等部主事	日額 270円	3学級未満の部に置かれるものには、支給しない。

(2) 支給の範囲及び要件

ア 上記の部主事の職務を担当する教諭が、その担当に係る業務に従事したときに特殊教育諸学校部主事手当を支給することとしたこと。

イ 手当支給の対象となる部主事の職務を担当する教諭（以下「手当支給部主事である教諭」という。）が、その所属する学校に登校し現に勤務した日については、その教諭は当該業務に従事したものとみなして手当を支給して差し支えないこと。（その勤務が宿日直勤務である場合を除く。）

ウ いわゆる夏休み、冬休み等児童又は生徒に対する授業等を休業している期間に登校し勤務した日又は週休日、休日等に特に勤務を命ぜられて勤務した日についても手当を支給して差し支えないこと。（その勤務が宿日直勤務である場合を除く。）

エ 手当支給部主事である教諭が、その所属する学校に登校しない場合であっても、次の場合は手当を支給して差し支えないこと。

(7) あらかじめ校長等の指示を受け、関係官署との連絡その他公務上の必要により終日校外で勤務する場合

(イ) 研修等の受講を命ぜられ、当該命令に基づき特定の研修施設等で受講する場合

(ウ) 命令に基づき出張している場合（その出張が外国出張、国内留学等特別のものである場合を除く。）

オ 手当支給部主事である教諭が登校し、その日の勤務時間の一部を勤務した後、に年次有給休暇等を承認され、その日の以後の勤務時間を勤務しなかった場合においても、その日の勤務に対して手当を支給できること。

カ 手当支給部主事である教諭が、教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づき、所属長の承認を受けて行ういわゆる自宅研修のため登校しない場合は、その日は手当を支給することができないこと。

(3) 手当額

業務に従事した日1日につき270円であること。

(4) 手当の請求方法

1 の特殊勤務実績簿に基づいて、給与システムの月例報告により当該業務に従事した日数を入力すること。

なお、具体的な月例報告の方法については、別途該当校に連絡する予定。

(5) 実施期日

平成10年1月1日から実施する。

3 添付資料

- (1) 特殊勤務実績簿（別記様式及び記入例）
- (2) 職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（抜粋）
- (3) 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則の一部を改正する就業規則（抜粋）
- (4) 特殊勤務手当の運用について（平成9年12月19日付け9高人委第194号高知県人事委員会委員長通知）（抜粋）
- (5) 特殊勤務手当改正一覧

学校名											
日	曜	職名	氏 名	命 令 又 は 委 任		手当の名称	業 務 の 内 容	従 事 時 間 は 数		従事場所	備 考
				所 属 長 印	受 命 者 又 は 受 任 者 印			従 事 時 間 は 数	従 事 した 日 数		

記入要領等

- 1 この整理簿は、所属職員の教員特殊業務手当以外の特殊勤務手当の支給対象となるものについて、当該手当の支給に必要な事務の整理をするものであること。
- 2 「業務の内容」欄は、職員が従事した業務について、簡潔に記載すること。
- 3 「従事時間又は従事した日数」欄は、1時間当たりの支給金額の定めのある特殊勤務手当（面接指導手当）については、左欄に従事した終始の時刻を、右欄にはそのうち手当支給の対象となる時間を記入し、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当及び特殊教育諸学校部主事手当については、その月に係る総従事日数を右欄に記入すること。
- 4 この整理簿に基づき特殊勤務手当を支給することとなった場合は、その額を備考欄に記入すること。
- 5 多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当及び特殊教育諸学校部主事手当については、当該手当のその月に係る従事日数をまとめて記入することとし月例報告までに、所属長の確認を受けること。

記 入 例

別記様式（第7条関係）

平成10年1月分 ・ 特殊勤務実績簿

日	曜	職名	氏 名	命令又は承認		手当の名称	業 務 の 内 容	従 事 時 間 は 又 従 事 した 日 数		従事場所	備考
				所 属 長 印	受 命 者 又 認 可 者 印						
12	月	教 諭	佐藤 一郎	橋 本	佐 藤	翻写 (レポート指導)	添削30通			学 校	
13	火	教 諭	佐藤 一郎	橋 本	佐 藤	翻写 (レポート指導)	添削20通			学 校	150円×50通 =7,500円
14	水	教 諭	佐藤 一郎	橋 本	佐 藤	翻写 (面接指導)	面接指導2時間	13.30 ～15.30	2.00	学 校	1,840円×2時間 =3,680円

14	水	主 幹	佐藤 眞一	橋 本	佐 藤	脱文	進入路拡幅に伴う用地取得交渉			〇〇市 ××地区	580円
----	---	-----	-------	-----	-----	----	----------------	--	--	-------------	------

13	火	技 師	田中 一郎	橋 本	田 中	翻作	檜の枝打ち作業			学 校 林	320円
14	水	主任技師	田中 二郎	橋 本	田 中	有害農薬散布	(有害農薬の名称を記載)を散布			学校農園	290円

		教 諭	山本 一郎	橋 本	山 本	昇降機	1年生及び2年生担当		18日	学 校	290円×18日 =5,220円
		教 諭	山川 次郎	橋 本	山 川	教育委員会	教務主任		18日	学 校	200円×18日 =3,600円
		教 諭	田中 太郎	橋 本	田 中	特殊教育学校	小学校部主事		18日	学 校	270円×18日 =4,860円

平成九年十二月十九日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二十七号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和三十一年高知県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「給料月額に対する支給割合又は月額の設定による特殊勤務手当(別表第十五、別表第十六及び別表第三十一の手当を除く。)(区分の一及び三の手当を除く。)」及び三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とする。

第七条第一項中「別表第五十一まで」を「別表第三まで」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第四項中「(教員特殊業務手当)」を削り、同項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 日額の定めのある特殊勤務手当の支給の基礎となる日数は、暦日によつて計算する。
5 一時間当たりの支給金額の定めのある特殊勤務手当の支給の基礎となる時間数は、その月の当該特殊勤務手当に係る勤務に従事した時間数を支給金額の異なる区分ごとに合計したものとする。この場合において、一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

第七条第三項を削り、同条第二項中「同じ日(一時間当たりの支給金額の定めのある特殊勤務手当については、同じ時間)」を「日額の定めのある特殊勤務手当については同じ日に、一時間当たりの支給金額の定めのある特殊勤務手当については同じ時間」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特殊勤務手当は、人事委員会が別に定めるところにより任命権者が作成する特殊勤務実績簿に基づく職員の勤務の実績に従い、当該勤務に従事した職員に対し、支給する。

第八条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第九条第一項中「次の表の上欄」を「別表第四の勤務箇所欄」に、「中欄」を「職員欄」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「次の表の上欄に掲げる」及び「同表の中欄の」を削り、「同表の下欄」を「別表第五」に、「前項の表の下欄」を「別表第四の調整教欄」に改め、同項の表を削り、同条に次の一項を加える。

3 給料の調整額を受ける職員には、次に掲げるものを除き、特殊勤務手当は支給しない。

一 回転翼航空機に搭乗する職員の特殊勤務手当

二 夜間に病棟において勤務する看護婦等である職員の特殊勤務手当

三 非常災害時等の緊急業務、修学旅行、林間・臨海学校等における指導業務、対外運動競技等における指導業務、学校の管理下に行われる部活動の指導業務及び入学試験における監督等の業務に従事した職員の特殊勤務手当

四 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当並びに盲学校、ろう学校又は養護学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当

五 銃器犯罪における犯人の逮捕等の作業に従事する職員の特殊勤務手当

六 重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員の特殊勤務手当

七 死体処理の作業に従事する職員の特殊勤務手当(警察職員の条例第十三条第二項第十七号に係るものに限る。)

八 正規の勤務時間による勤務として又は緊急の呼出しにより夜間における業務に従事する職員の特殊勤務手当

九 潜水の作業に従事する職員の特殊勤務手当(警察職員の条例第十三条第二項第九号に係るものに限る。)

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第2（第7条関係） 公立学校職員の条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当

1 小学校又は中学校において多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当（多学年学級担当手当）

支給の対象	区分	金額	備 考
2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級（以下この表の1の表において「多学年学級」という。）を担当する教諭、助教諭又は講師が、多学年学級における授業又は指導に従事したとき。	(1) 3以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級	日額 350円	この手当は、次のいずれかに該当する職員には支給しない。 1 多学年学級における担当授業時間数がその職員の担当授業時間数の2分の1に満たない職員 2 多学年学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない職員
	(2) 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級	日額 290円	

2 通信教育の添削を担当する職員の特殊勤務手当（添削手当）

支給の対象	区分	金額	備 考
職員が、本務以外に通信教育の添削に関する指導に従事したとき。	1 レポート指導手当	1通につき 150円	1 区分欄の「レポート指導手当」とは、提出されたレポートの添削指導に対する手当とする。 2 区分欄の「面接指導手当」とは、レポートの添削指導以外の指導で面接による指導に対する手当とする。 3 金額欄の1時間とは、教育課程表による1時間とする。
	2 面接指導手当	1時間 1,840円	

3 県立学校の学校事務の業務に従事することを本務とする職員が用地交渉の業務に従事した場合の特殊勤務手当（用地交渉手当）

支給の対象	金額
県立学校の学校事務の業務に従事することを本務とする職員が、県立学校の用地等に供するため、土地又は土地の上にある立木若しくは建物その他土地に定着する物件及びこれらに係る権利の取得又は使用に伴う補償に関し、出張して現地で、所有者又は権利者（国、地方公共団体その他公共的団体を除く。）と直接交渉する業務又は代執行の業務に従事したとき。	日額 580円

4 非常災害時等の緊急業務、修学旅行、林間・臨海学校等における指導業務、対外運動競技等における指導業務、学校の管理下に行われる部活動の指導業務及び入学試験における監督等の業務に従事した職員の特殊勤務手当（教員特殊業務手当）

支給の対象	区 分		金 額	要 件		
				週 休 日 等	週休日等以外の 土曜日又はこれ に相当する日	そ の 他 の 日
小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の1級又は2級の適用を受ける職員が、区分欄に掲げる業務に従事し、かつ、要件欄に定める要件に該当するとき。	1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(1) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日額 2,100円	1 終日に及ぶ程度（日中8時間程度）業務に従事したこと。 2 1と同程度の業務に従事したとき。	1 正規の勤務時間以外の時間のうち、午後零時30分から午後8時まで業務に従事したこと。 2 午前2時から午前8時まで業務に従事したこと。 3 1又は2と同程度の業務に従事したとき。	1 正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時15分から午後11時まで業務に従事したこと。 2 午前2時から午前8時まで業務に従事したこと。 3 1又は2と同程度の業務に従事したとき。
		(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額 1,500円			
		(3) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額 1,500円			
	2 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額 1,700円	8時間程度（就寝時間等は含まない。）業務に従事したとき。	8時間程度（就寝時間等は含まない。）業務に従事したとき。	8時間程度（就寝時間等は含まない。）業務に従事したとき。

3 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	(1) 宿泊を伴うもの	日額 1,700円			
	(2) 週休日等に行うもの	日額 1,700円	1 終日に及ぶ程度（日中8時間程度）業務に従事したこと。		
4 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの		日額 900円	2 1と同程度の業務に従事したとき。	1 正規の勤務時間以外の時間のうち、午後零時30分から午後8時まで業務に従事したこと。 2 1と同程度の業務に従事したとき。	
5 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたものをいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの		日額 1,200円	引き続き4時間程度業務に従事したとき。	正規の勤務時間以外の時間において引き続き4時間程度業務に従事したとき。	

- 備考 1 「週休日等」とは、週休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに第6条の6第3項に規定する人事委員会が指定する日をいう。
- 2 「週休日等以外の土曜日又はこれに相当する日」の正規の勤務時間とは、午前8時30分から午後零時30分までの時間を基準とする。
- 3 「その他の日」の正規の勤務時間とは、午前8時30分から午後5時15分までの時間を基準とする。

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当）並びに盲学校、ろう学校又は養護学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当（特殊教育結学校部主事手当）

(1) 教育業務連絡指導手当

支給の対象		区分		金額	備考
小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員	1 高知県公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第9号）第7条の2から第9条までに規定する基準に基づき置かれる主任等で区分欄に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る職務に従事したとき。	小学校	教務主任 学年主任 研究主任 分校主任 同和教育主任	日額 200円	この手当は、次のいずれかに該当するものには支給しない。 (1) 3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任 (2) 3学級未満の学年に置かれる学年主任 (3) 上記(1)及び(2)に定めるもののほか、任命権者の定める基準に該当しないもの
	2 高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）第9条の2から第10条の6までの規定により置かれる主任等で区分欄に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る職務に従事したとき。	高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校	同和教育主任 教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事 学科主任 総務主任 農場長 研究主任 寮務主任		

(2) 特殊教育結学校部主事手当

支給の対象	金額	備考
高知県立学校の管理運営に関する規則第9条の規定により、盲学校、ろう学校又は養護学校の各部に置かれる主事の職務を担当する教諭が、当該各部の主事の職務に従事したとき。	日額 270円	3学級未満の部に置かれるものには支給しない。

新

旧

(趣旨)

第一条 この就業規則は、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種別及び基準に関する条例(昭和三十三年高知県条例第五十六号。以下「条例」という。)第二条に規定する職員であつて、高知県教育委員会に属するもの(以下「職員」という。)の条例第三条第一項第三号に規定する特殊勤務手当の支給等について定めるものとする。

(高所等における作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第二条 高知城管理事務所又は農業に関する学科を設置する県立高等学校に勤務し、地上十メートル以上の足場の不安定な箇所又は四十度以上の斜面上で危険性が特に著しい作業に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当は、その作業に従事した日一日につき三百二十円とし、その支給の方法は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年高知県条例第三十四号)第二条に規定する職員(以下「一般職員」という。)の例による。

(有害農薬の使用作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第三条 高知城管理事務所又は県立高等学校に勤務し、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項及び第二項に規定する毒物又は劇物を含む有害農薬を使用する作業に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当は、その作業に従事した日一日につき二百九十円とし、その支給の方法は、一般職員の例による。

(その他の特殊勤務手当)

第四条 この就業規則に規定する特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法は、一般職員の例による。

改正附則

(施行期日)

1 この就業規則は、平成十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この就業規則による改正後の単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則の規定は、平成十年一月一日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

(趣旨)

第一条 この就業規則は、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種別及び基準に関する条例(昭和三十三年高知県条例第五十六号。以下「条例」という。)第二条に規定する職員であつて、高知県教育委員会に属するもの(以下「職員」という。)の条例第三条第一項第三号に規定する特殊勤務手当の支給等について定めるものとする。

(高所等における作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第二条 高知城管理事務所又は農業に関する学科を設置する県立高等学校に勤務し、地上十メートル以上の足場の不安定な箇所又は四十度以上の斜面上で危険性が特に著しい作業に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当は、その作業に従事した日一日につき三百二十円とし、その支給の方法は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年高知県条例第三十四号)第二条に規定する職員(以下「一般職員」という。)の例による。

(有害農薬の使用作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第三条 高知城管理事務所又は県立高等学校に勤務し、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項及び第二項に規定する毒物又は劇物を含む有害農薬を使用する作業に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当は、その作業に従事した日一日につき二百九十円とし、その支給の方法は、一般職員の例による。

(夜間作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第四条 県立高等学校に勤務し、外気と密着し、湿度差のあるビニールハウス又はガラスハウス内で一日に二時間以上植物の栽培又は農作業に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当は、その作業に従事した日一日につき二百九十円とし、その支給の方法は、一般職員の例による。

(夜間の学校に勤務する職員の特殊勤務手当)

第五条 夜間の授業を行う課程の県立高等学校に勤務し、夜間の学校給食等の業務に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当は、月額四千四百円とし、その支給の方法は、給料の支給の例による。

(特殊教育学校に勤務する職員の特殊勤務手当)

第六条 盲学校、ろう学校又は養護学校に勤務し、任命権者の指定する業務に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊勤務手当は、月額五千八百円(重度)重聴障害児童生徒の介助業務に従事することを本様とする者にあつては、月額一万七千七百円とし、その支給の方法は、給料の支給の例による。

(その他の特殊勤務手当)

第七条 この就業規則に規定する特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法は、一般職員の例による。

特殊勤務手当の運用について（平成9年12月19日付け9高人委第194号高知県人事委員会委員長通知）（抜粋）

9 高人委第194号
平成9年12月19日

各 任 命 権 者 様

高知県人事委員会
委員長 上 谷 定 生

特殊勤務手当の運用について（通知）

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）に規定する特殊勤務手当の運用について、下記のように定めたので、平成10年1月1日以降はこれによって実施してください。

なお、これに伴い、昭和48年2月2日付け人委第206号通達（教員特殊業務手当の運用について）及び平成3年2月1日付け2高人委秘第391号通知（警察職員の特殊勤務手当の運用について）は、廃止します。

記

第7条第2項関係

特殊勤務実績簿には、特殊勤務手当の名称、作業に従事した職員の氏名、作業に従事した年月日、作業の内容その他必要事項を記載するものとし、その様式は各任命権者において定めるものとする。

第7条第4項関係

日額の定めのある特殊勤務手当の支給対象業務（作業）に、午前0時をはさんで連続して従事した場合には、午前0時の前後をそれぞれ「1日」として手当額を計算するものとする。

別表第2（公立学校職員の条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当）関係

- 1 用地交渉手当（別表第2の3）の適用に当たっては、この通知の別表第1関係の19の規定を準用するものとする。

別表第1 関係

- 19 用地交渉手当（別表第1の27）における次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「所有者又は権利者」には、所有者又は権利者から正規の委任を受けている者を含むものとする。
- (2) 「交渉」は、具体的な計画に基づく用地取得等の交渉とし、単なる説明会その他具体的な計画の樹立に至るまでの瀬踏み的な予備的交渉は含まないものとする。
- (3) 「公共的団体」とは、公社、公団等国又は地方公共団体に準ずる団体をいう。

2 教員特殊業務手当（別表第2の4）における次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げるところによるものとする。

(1) 「非常災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害又は大規模な火事若しくは爆発、列車転覆若しくは船舶の沈没その他その及ぼす被害の程度がこれらに類する事故による災害をいう。

(2) 「緊急の防災若しくは復旧の業務」とは、非常災害が急迫した状態において行なうこれに備えての準備の業務又は災害直後の復旧の業務で、その日において急ぎ処理することを必要とするものをいう。

(3) 「負傷、疾病等」には、例えば極度の肉体的疲労が含まれる。

(4) 「修学旅行、林間・臨海学校等」の「等」とは、いわゆる移動教室、スキー学校など修学旅行又は林間・臨海学校と類似した行事をいう。

(5) 「泊を伴うもの」には、2日以上上の旅行の最終日における指導業務を含む。

(6) 「人事委員会が定める対外運動競技等」は、次のア及びイに掲げる要件に該当するものであって、任命権者が定めたものとする。

ア その運動競技等が国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するものであること。

イ その運動競技等への参加が学校教育活動として、学校により直接計画・実施され行われるものであること。

(7) 「対外運動競技等」には、例えば音楽コンクール及び演劇コンクールが含まれる。

(8) 「学校の管理下において行われる」とは、学校における教育活動の一部としてその管理の下に行われることをいう。

(9) 「児童又は生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。なお、この指導業務には部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（対外運動競技等における指導業務で泊を伴うものを除く。）を含むものとする。

(10) 「学校体育団体」とは、「高知県中学校体育連盟」、「幡多地区中学体育連盟」、「高知県高等学校体育連盟」、「高知県高等学校野球連盟」等をいう。

(11) 「教育研究団体」とは、「高知県高等学校音楽連盟」、「四国高等学校タイプライティング連盟」、「高知県高等学校家庭クラブ連盟」等をいう。

(12) 地方公共団体が開催する競技会等にあつては、町又は村単位のものも該当するが、

学校体育団体又は教育研究団体が開催する競技会等にあつては、市郡以上の区域を単位とする団体が開催するものに限るものとする。

なお、これら団体が開催する競技会等に限られるので、これら団体が他の団体と共催する場合は該当するが、後援のみで主催団体にならない場合は該当しないものとする。

- (13) 競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものに限られるので、例えば国民体育大会への参加が学校教育活動として行われる場合は該当するが、選抜チームに生徒が個人として参加する場合又は個人競技に生徒が単独に参加する場合のようにその参加が社会体育の領域になる場合は該当しないものとする。
- (14) 美術展覧会や書道展覧会のように児童又は生徒の作品のみの場合であっても、その展覧会の見学等が学校教育活動として行われる場合は、競技会等への参加に該当するものとする。
- (15) 児童又は生徒を引率して行う業務に従事する職員数は任命権者が定めた基準によるものとする。
- (16) 「週休日（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「公立学校職員の勤務時間条例」という。）第4条第1項に規定する週休日。以下同じ。）」に業務に従事した場合でも勤務の割振変更で、その日が勤務日等（公立学校職員の勤務時間条例第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日）となっている場合には「週休日」には該当しないものとする。

特殊勤務手当改正一覧

(一般職員)

種 別	現 行	改 正
実習船等手当	①実習船手当 8 %	①廃止 ・調整数 3 (船長、機関長等) ・調整数 2 (その他の船員)
	②漁獲奨励手当	②廃止
	③特別奨励手当	③廃止

(公立学校職員)

多学年学級担当手当	・多学年学級の授業又は指導 ・日額350円(3年級以上) ・日額290円(3年級未満)	・現行どおり
特殊教育諸学校事務等 手当	・学校事務等に従事する学校 栄養職員及び事務職員 ・月額5,800円	・廃止
講師手当	・本務以外の授業、その補助 業務 ・1時間1,840円	・廃止
添削手当	・本務以外の通信教育の添削	
	①レター指導手当 1通 150円	①現行どおり
	②面接指導手当 1回1,840円	②現行どおり
	③通信指導手当 月額 600円	③廃止
夜間学校事務手当	・県立学校の夜間業務 ・月額4,400円	・廃止
用地交渉手当	・用地交渉業務 ・日額580円	・現行どおり
教員特殊業務手当	・非常災害時等の緊急業務等 ①緊急業務等 日額1,500円～ 2,100円 ②修学旅行等 日額1,700円 ③対外運動競技 日額1,700円 ④入学試験 日額 900円 ⑤部活動 日額1,200円	・現行どおり
教育業務連絡指導手当	・主任等の職務を行う職員 ・日額200円	・現行どおり
特殊教育諸学校部主事 手当	・各部の主事の職務に従事す る教諭 ・月額6,000円	・月額廃止 ・日額270円

(技能職員)

高所作業手当	・10m以上の高所での作業 ・日額320円	・現行どおり
有害毒薬物取扱手当	・有害農薬を使用する作業 ・日額290円	・現行どおり
温室内作業手当	・温室内栽培作業 ・日額290円	・廃止
夜間学校勤務手当	・県立学校の夜間業務 ・月額4,400円	・廃止
特殊教育諸学校勤務手 当	・月額5,800円	・廃止
	・月額10,700円(重度・重篤障害児生徒の 介助業務)	・調整数 1